

報告第7号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和4年6月6日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 277,750 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

令和4年1月19日午前9時30分頃、久喜市狐塚地内の市道栗橋527号線において、職員が樹木及び竹の剪定作業を行っていた際、剪定した竹が走行してきた自動車と接触し、助手席側後部タイヤ付近の車体を破損させた。

令和4年5月23日

久喜市長 梅 田 修 一